

事業概要およびこれまでの経緯（風力発電所の設置（陸上））

1 事業概要

- (1) 事業名 (仮称) 鉢伏山風力発電事業
- (2) 事業者 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 林欣吾
株式会社 OSCF 代表取締役 梅田明利
- (3) 事業内容 風力発電所の設置の工事業（陸上）
- (4) 事業規模 総出力 最大 55,000 キロワット^{※1}
※1 出力が 1 万 kW 以上のため、環境影響評価法の第一種事業に該当。
単機出力 4,200～5,500kW、最大 13 基、風力発電機の高さ最大 200m。
- (5) 対象事業実施区域
- ・発電機の設置に係る部分： 福井県敦賀市・南越前町
 - ・搬入路および付帯施設に係る部分： 滋賀県長浜市、福井県敦賀市・南越前町

2 手続きの経緯等

(1) 配慮書に係るこれまでの手続き^{※2}

- ・配慮書の公告・縦覧 令和 2 年 7 月 28 日から 8 月 28 日まで
- ・住民意見の受付 令和 2 年 7 月 28 日から 8 月 28 日まで
- ・環境大臣意見の送付(経産省あて) 令和 2 年 10 月 9 日
- ・経済産業大臣意見の送付 令和 2 年 10 月 19 日
- ・福井県知事意見の送付 令和 2 年 10 月 22 日

(2) 方法書に係るこれまでの手続き^{※2}

- ・方法書の送付 令和 3 年 1 月 28 日
- ・方法書の公告・縦覧 令和 3 年 1 月 29 日から 3 月 1 日まで
- ・住民意見の受付 令和 3 年 1 月 29 日から 3 月 16 日まで
- ・小委員会（1 回目） 令和 3 年 3 月 11 日

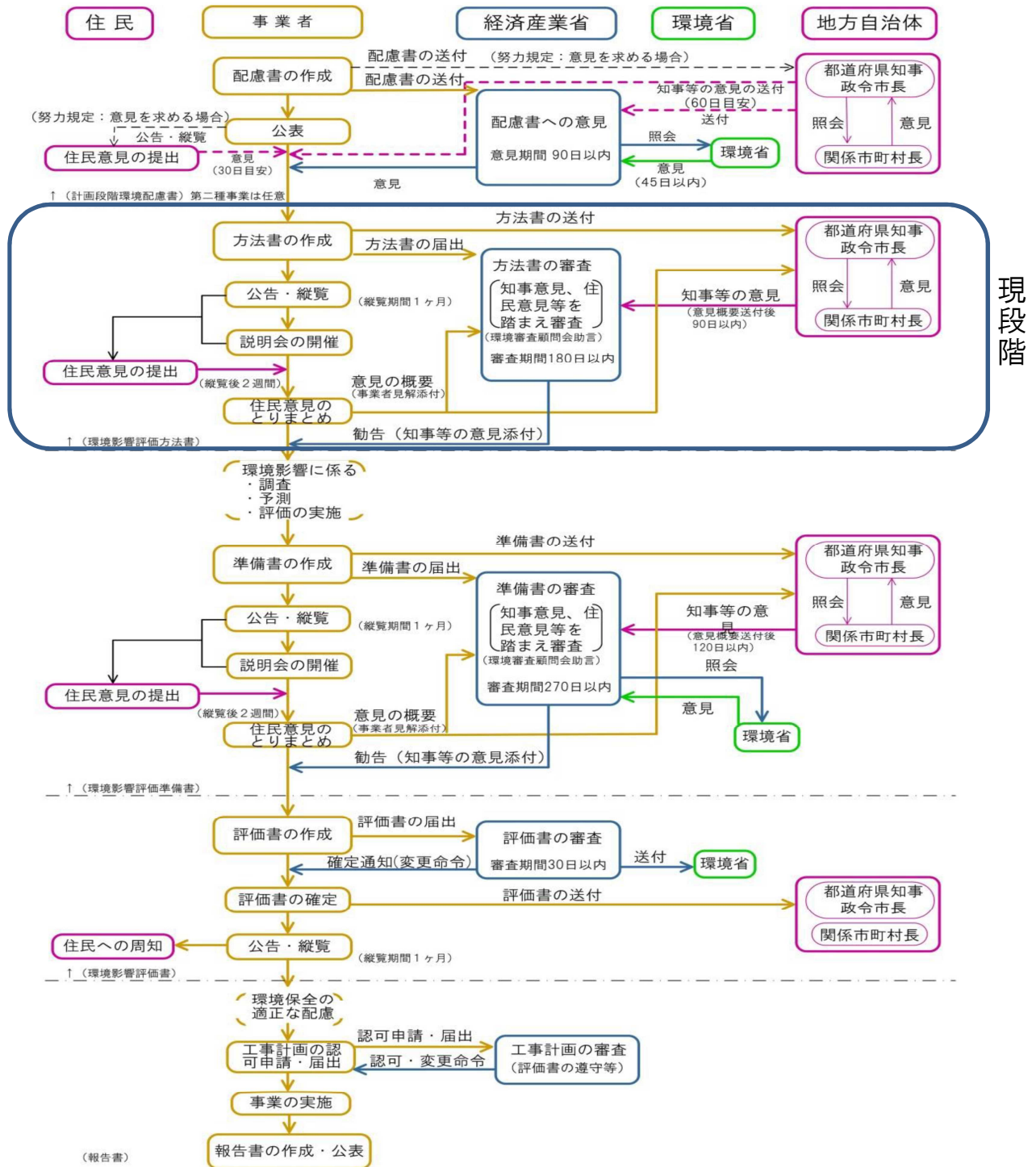
※2 配慮書段階においては、福井県域を事業実施想定区域として手続きが行われていたところ。方法書段階からは、滋賀県域の一部を対象事業実施区域（搬入路および付帯施設に係る部分）に含み、手続きが行われているところ。

(3) 方法書の縦覧について

- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号)
- ・滋賀県湖北環境事務所(滋賀県長浜市平方町 1152-2)
- ・長浜市役所市民生活部環境保全課(滋賀県長浜市八幡東町 632 番地)
- ・長浜市北部振興局(滋賀県長浜市木之本町木之本 1757-2)
- ・長浜市余呉支所(滋賀県長浜市余呉町中之郷 2434)
- ・福井県安全環境部環境政策課(福井県福井市大手三丁目 17 番 1 号)
- ・敦賀市役所市民生活部(福井県敦賀市中央町二丁目 1 番 1 号)
- ・敦賀市東浦公民館(福井県敦賀市五幡 32-8-1)

- ・ 敦賀市東郷公民館（福井県敦賀市井川 33-12）
- ・ 南越前町建設整備課（福井県南条郡南越前町東大道 29-1）
- ・ 南越前町今庄事務所（福井県南越前町今庄 84-25）
- ・ 南越前町河野事務所（福井県南越前町河野 15-16-1）
- ・ 株式会社 OSCF ホームページ（<http://oscf.co.jp/>）

【発電所に係る第一種事業の手続き】



出典：発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省）